

霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第1回幹事会)

◆開会

○河川調査官

定刻となりましたので、ただいまより霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回幹事会）を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、事務局・関東地方整備局河川調査官の柿崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。まず最初に議事次第、本日の幹事会の名簿、右上に資料番号を振っておりますが、資料1、資料2、資料3、資料4までございます。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、記者発表のときに会議の公開についてお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭のあいさつまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ご出席者のご紹介をいたします。

茨城県、榊企画部長様、進藤土木部長の代理で、澤島ダム砂防室長様、栗田生活環境部長様。埼玉県、企画財政部長の代理で、金井地域政策局長様、堀本企業局長様。千葉県、総合企画部長の代理で、大竹総合企画部次長様、県土整備部長の代理で、増岡理事様。東京都、都市整備局長の代理で、鈴木調整担当課長様、水道局長の代理で、青木施設計画課長様。

続きまして関東地方整備局ですが、河川部長の山田でございます。福渡広域水管理官、剣持地域河川調整官、山本水災害予報企画官、高橋河川環境課長、最後に、私、河川調査官の柿崎でございます。よろしくお願いいたします。

本幹事会につきましては、規約第6条の2により、会議等の状況を中継映像より別室の一般傍聴室に公開しております。あわせて、職員による記録撮影を行っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

取材及び別室での一般傍聴の皆様には、お配りしております注意事項に沿って適切に取材または傍聴をされるよう、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず最初に、河川部長の山田よりごあいさつを申し上げます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

皆様、こんにちは。先ほどもごあいさつ申し上げましたが、関東地方整備局で河川部長をしております山田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日はお忙しい中、霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第1回幹事会にご出席いただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。霞ヶ浦導水事業につきましては、去る9月28日付で、国土交通大臣より検証を進めるように指示がございまして、この検証に係る検討を、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に沿いまして進めているところでございます。この実施要領細目に基づきまして、この関係地方公共団体からなる検討の場を設立すべく、関係都県の方々と調整をさせていただいた訳でございますが、皆様方の多大なご協力によりまして、去る12月20日、検証に係る検討の場が設立され、本日、この幹事会を開催する運びになったところでございます。本当にご協力ありがとうございました。

検証に係る検討に関しましては、科学的合理性と地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図りつつ、かつ地域の意向を十分に反映する措置をとって検討を進めてまいりたいと思っております。1都3県の皆様とは、検討の場、あるいは、この幹事会におきまして、お互いの立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いしたいと思っております。私も関東地方整備局といたしましても、できるだけ迅速に、予断なく検証に係る検討を進めてまいり所存でございます。

本日は、まず今後の進め方につきましてご説明をさせていただき考えでございます。構成員の皆様方におかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単でございますけれども、本日のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○河川調査官

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。

○河川環境課長

それでは、説明させていただきます。

まず、お手元の資料1に、霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場の規約というものをお配りさせていただいております。規約につきましては、事前に各知事様、それから、代表の市長の皆様にご了解をいただいているものでございます。中身の説明につきましては、割愛させていただきます。議題3の規約につきましては、以上でございます。

では、引き続きまして、議題4の今後の検討の進め方についてご説明させていただきます。まず、お手元の資料2の「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」、それから、資料3の「個別ダム検証の進め方等」、資料4の「霞ヶ浦導水事業の今後の検討の進め方について（案）」を用いて、今後の検討の進め方についてご説明させていただきます。

なお、資料2の再評価実施要領細目につきましては、資料3と4の説明の際に、該当する部分を説明させていただきますので、ご容赦願いたいと思います。

まず全体の流れにつきましては、資料3を見ながら説明させていただきます。

この資料3につきましては、一番上に書いてありますけれども、第12回今後の治水対策に関する有識者会議「参考資料4抜粋」に、中央右のところから矢印で書いて、引き出しをさせていただいておりますけれども、その部分を加筆したものでございます。資料3の上からいきますと、[ア]、まず有識者会議「中間とりまとめ」公表、[イ]、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定」を経まして、[ウ]、「国土交通大臣から個別ダム検証に係る検討を指示」をいただいております。

その下に、[エ]で、「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」とされています。

まず左の中央あたりに[オ]というものがございしますが、検証対象ダム事業等の点検を実施いたします。これにつきましては、資料2の再評価実施要領細目の3ページをご覧ください。3ページに、第4、再評価の視点、(1)事業の必要性等に関する視点に記述されております。検証対象ダム事業等の点検につきましては、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理することが重要とされ、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行い、これらに変更がある場合には、その結果をもとに、以降検討される対策案の立案、評価軸ごとの評価、それから総合的な評価を行うということになります。霞ヶ浦導水事業も、この趣旨に沿って事業等の点検を行うということになります。

続きまして、資料3の[カ]の目的別の検討を行います。目的別の検討とは、霞ヶ浦導水事業につきましては、利水、流水の正常な機能の維持、水質浄化の目的の3項目について並行して検討することになります。

では、まず[サ]の新規利水の観点からの検討内容についてご説明いたします。これにつきましては、資料2の20ページをご覧ください。20ページ、④利水等の観点からの検討でございますが、この中で、検討に先立ちまして、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業の参画継続の意思、必要とする開発量は毎秒何立方メートルなのかについて確認するとともに、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を要請するとあります。あわせて、21ページになりますけれども、代替案が考えられないかという点についても要請する旨記載があります。これに基づきまして、後日、文書にてこれらをお願いすることになりますので、ご協力よろしく申し上げます。これらについて回答をいただきましたら、検討主体は、必要確保量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づきまして可能な範囲で代替案を検討し、概略検討の後、利水代替案を利水参画者にご提示して、意見をお伺いいたします。その後、利水代替案を評価軸ごとに検討し、利水代替案についての総合的な検討をするということになっており

ます。

この具体的な検討すべき案としましては、21ページから24ページに示されておりますけれども、4つの利水対策と13の利水代替案というものを考慮しまして、幅広い利水代替案を検討することが求められています。21ページからになりますけれども、1) ダム、2) 河口堰、22ページになりますけれども、3) 湖沼開発、4) 流況調整河川、5) 河道外貯留施設(貯水池)、6) ダム再開発(かさ上げ・掘削)、7) 他用途ダム容量の買い上げ、8) 水系間導水、9) 地下水取水、23ページ、10) ため池(取水後の貯留施設を含む。)、11) 海水淡水化、12) 水源林の保全、13) ダム使用権等の振替、14) 既得水利の合理化・転用、15) 渇水調整の強化、24ページになりますけれども、16) 節水対策、17) 雨水・中水利用、とされております。

続きまして、iii) 利水対策案の評価軸ごとの評価が、評価としては、6つの評価軸を検討することになっております。

24ページにありますけれども、1つの評価軸は、目標でございます。具体には、イ) 利水参画者に対し、開発量として毎秒何立方メートル必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか。それから、25ページになりますけれども、ロ) 段階的にどのように効果が確保されていくのか、ハ) どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるのか)、ニ) どのような水質の用水が得られるのか、という観点で検討いたします。

続いて、2つ目の評価軸は、コストでございます。具体には、イ) 完成までに要する費用はどのくらいか、ロ) 維持管理に要する費用はどのくらいか、26ページになりますけれども、ハ) その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか、という観点で検討いたします。

3つ目の評価軸は、実現性でございます。具体には、イ) 土地所有者等の協力の見通しはどうか、ロ) 関係する河川使用者の同意の見通しはどうか、ハ) 発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか、ニ) その他の関係者との調整の見通しはどうか、27ページになりますけれども、ホ) 事業期間はどの程度必要か、ヘ) 法制度上の観点から実現性の見通しはどうか、ト) 技術上の観点から実現性の見通しはどうか、という観点で検討いたします。

4つ目の評価軸は、持続性でございます。具体には、イ) 将来にわたって持続可能といえるか、という観点で検討いたします。

5つ目の評価軸は、地域社会への影響でございます。具体には、イ) 事業地及びその周辺への影響はどの程度か、続きまして、28ページになりますけれども、ロ) 地域振興に対してどのような効果があるか、ハ) 地域間の利害の衡平への配慮がなされているか、という観点で検討いたします。

6つ目の評価軸は、環境への影響でございます。具体には、イ) 水環境に対してどのような影響があるか、ロ) 地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか、ハ) 生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか、続いて、29ページになりますけれども、ニ) 土砂移動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響

するか、ホ) 景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか、へ) CO₂排出負荷はどう変わるか、ト) その他、特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする、という観点で検討いたします。

以上が、新規利水の観点からの検討についてでございます。

続きまして、A3の資料3 目的別評価の2つ目の流水の正常な機能の維持の観点からの検討内容についてでございますけれども、資料2の31ページになります。31ページにつきましては、iv) で、流水の正常な機能の維持の観点からの検討ということで、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、利水代替案や利水評価軸を参考に検討を行うということになっております。

続きまして、目的別評価の3つ目の水質浄化についてでございますが、資料3の[ス]その他の目的に応じた検討ということで、これにつきましては、資料2の31ページをご覧ください。31ページの一番下の部分に、v) その他の目的に応じた検討という記述がございます。そこにつきましては、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的については、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。また、導水路に関する事業等についても、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて検討を行う」とされておりますが、先ほど説明いたしました新規利水や洪水調節のように具体的な内容が、水質浄化につきましては、示されておられません。このため、資料4を見ていただきたいのですが、水質浄化につきましては、先ほど説明いたしました新規利水での利水代替案、利水に関する評価軸、洪水調節の例でも資料2に記載されておりますけれども、この要領細目の内容を踏まえて、同様な評価方法などを取りまとめた「(仮称)霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方」というものを作成していきたいと考えております。また、その取りまとめにあたりましては、検討の場でご説明させていただきながら、ご意見を伺ったり、学識経験を有する者からの意見聴取、また、パブリックコメントによる意見聴取を行いながら、検討主体の方で取りまとめていきたいと考えております。

以上の検討が終わった段階で、資料3に戻っていただきたいのですが、[コ]目的別の総合評価に入ります。資料2の32ページに記載がありますが、ここでは洪水調節を例にしておりますけれども、検証対象ダム事業等の点検により得られた結果に基づきまして、複数の治水対策案の立案、治水対策案の評価軸ごとに行った評価結果を踏まえて、治水、利水、流水の正常な機能の維持、その他の3つの目的別の評価を行うということになっております。その際、今回の検証が厳しい財政事情を背景としていることにかんがみ、「コスト」を最も重視する。また、「コスト」と並んで重要な評価軸として、「安全度」が考えられるということから、一定の「安全度」を確保することを基本として、「コスト」を最も重視して検討を行うこととされております。また、2) 一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性の確認、それから、3) 環境や地域への影響などの評価軸による評価結果についても総合的に評価することとされております。

なお、有識者会議の今後の治水対策のあり方に関する中間とりまとめの資料では、この後、資料3の[セ]検証対象ダムの総合的な評価を行い、事業評価監視委員会の意見を聞いた上で、[ソ]対応方針(案)等の決定をいたします。その後、[タ]検討主体からの本省へ

の検討結果の報告、[チ]有識者会議からの意見、それから、国土交通大臣による判断という流れになっております。これらに加えまして、節目ごとにパブリックコメントを行うということ、また、学識経験者や関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の皆様に対して意見を聴くということで検討を進めていくこととされております。

以上、個別検証の進め方についての説明でございます。

○河川調査官

本日私どものほうで用意いたしました資料は、以上でございます。

◆討議

○河川調査官

これから討議に入りたいと思います。何かございましたら、手を挙げていただきまして、所属とお名前ごとにご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

何方からでも結構ですが、よろしくお願いいたします。茨城県さん、よろしくお願いいたします。

○茨城県企画部長

茨城県の企画部長の榊でございます。

ようやく霞ヶ浦導水事業のこの会議が始まったことに御礼を申し上げなければいかんのだと思いますけれども、八ッ場の幹事会が開かれてから、これだけ時間が過ぎてしまったことを大変残念に思います。霞ヶ浦導水事業ですけれども、霞ヶ浦の水質浄化、都市用水の確保などを目的といたしまして、県民の生活や地域の経済活動を支える必要不可欠な事業であると思っております。先ほど、これからの検証について、縷々視点が述べられましたけれども、これから事業に着手しようとしている事業ではなくて、既に事業費ベースの進捗率で見ると、4分の3でき上がっている事業であります。導水路は大きく2つに分かれておりますけれども、うち、利根導水路については完成しております。ここまで進んでおります事業が検証の対象になったということは、大変残念なことでありまして、ぜひ一日も早い完成を希望したい、こんなふう考えております。

大分前のことで、私も記憶が定かではありませんけれども、たしか八ッ場の幹事会のときには、これからの検討のスケジュールはどうなっているんだといったことが、各関係している都県から強い意見として出されたと思います。あれから大分日もたちましたが、この霞ヶ浦導水事業の今後の検討スケジュール、これについてきちっとお示しをいただいた上で、一日も早い結論を出していただきますよう、強くお願いを申し上げます。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。では、千葉県さん。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県の県土整備部の理事をしております増岡と申します。

今、茨城県さんのほうからお話がありました。流況調整河川ということで、水質改善、特に正常流量の確保など、利根川上流におけるダム事業とは、流況調整河川事業ということで性格が異なる面が多くありますことから、検証作業の内容について、慎重な検証が必要であると考えております。

千葉県におきましても、平成12年度から、同じような流況調整河川、北千葉導水事業が供用開始しております。手賀沼等の水質改善、内水排除、あるいは流況調整による安定水源の確保に大きく貢献した事例がございます。検証におきましては、代替案等を検討される際には、同種事業の事例との比較検討も必要ではないか、こう考えております。

また、1つお願いがございます。八ッ場ダムの検証と同様、霞ヶ浦導水事業の検証につきましても、最大限早い時期に検証の結論を出すべきであると考えております。検討主体である関東地方整備局さんにおかれましては、慎重に検証を進めつつ、一日でも早く検証の結論が得られることをお願いしたい。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県企画財政部長代理

それでは、意見・要望ということでお話をさせていただきます。

建設中の水資源開発施設は、埼玉県にとっても、安定給水の確保に必要な不可欠な施設ということでございます。したがって、早期に検証を終わらせ、事業工期内に施設が完成するよう要望いたします。

○埼玉県企業局長

同じく、企業局長でございます。

最近の小雨傾向とか、気候変動が非常に目まぐるしく変わっておりますので、今後も利水安全度が低下するということも十分考えられます。水資源開発施設というのがその場になってから、それからすぐできるものではありませんので、長期的視野に立った検証をぜひお願いしたいと思います。

それから、再評価実施要領細目の中では、利水参画者が必要な開発量を確保することを基本とするということが明記されておりますので、ぜひこの部分を十分配慮していただければありがたいと思います。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。

では、東京都さん、お願いします。

○東京都都市整備局長代理

東京都都市整備局の鈴木と申します。今、各県様からご意見があったのと重複するところもあろうかと思えますけれども、コメントさせていただきます。

先行して検証が行われている八ッ場ダムについては、先般、国土交通大臣から公式に、来年秋を目標としつつも、一刻も早くその結論を得られるように努力するというコメントもあったところでございます。しかしながら、霞ヶ浦導水事業につきましては、本日、検討の場の第1回会合が持たれたということで、まだ検証の工程については、こちらは明らかにされていないという状況でございます。

東京都では、ほかの自治体様も同じかと思えますけれども、事業計画で示された、東京都の場合は利水、その効果が計画どおり発揮されるということを前提に事業に参画しているわけでございます。利水の効果を早期に発揮させるためにも、検証の工程を可能な限り短縮し、最大限検証を早め、一日も早く検証結果に基づいた工事に着手できるよう対処することを要望するというのが1点目でございます。

それから、2点目でございますが、本事業につきましては、先ほど茨城県さんからお話がありましたとおり、既にかんりのところまで事業が進捗していると承知してございます。検討の根拠となります再評価実施要領細目には、事業の進捗状況等を原点として検討を行う、コスト評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本として検討を進めるということだと思えますが、そのように記載されているところでございます。今後は、こちらのほうを前提に、予断を持たずに検証を進めていただくということでよろしいかどうか、こちらのほうはご確認したいということでございます。

検討の結果については、我々が納得できる結論を最大限早く出すということを要望いたします。

以上でございます。

○河川調査官

お願いします。

○東京都水道局長代理

引き続きまして、東京都水道局でございます。

埼玉県さんからあった意見に近い意見でございますけれども、ご案内のとおり、利根川・荒川水系の利水計画については、かなり沿川の需要が多いということを踏まえて、実際は全国の主要な水系に比べて、河川の取水という安全度を落とさざるを得ないという形で計画をされておりまして、これだけ人口や資産の集中する関東全体について、なかなか十分な水の確保と安全度の確保の観点からは十分ではないということもございますので、そちらにつきましても、十分な安全度の確保という観点を、今回の検討に当たっては、十分勘案して検討をお願いしたいというのが1点目でございます。

それから、こちら埼玉県さんから先ほど意見として出されているところでございます

が、最近、利根川上流の雨量を見させていただきますと、かなり小雨化傾向が顕在化して、顕著になってきているということで、これから先のことを考えますと、今までのトレンド以上に気候変動なり小雨化というものが進むのではないかという懸念があるという認識をしておりますので、十分そういった観点も踏まえて、長期的な観点からの検討を、今回の検討の場の中では十分ご配慮をお願いしたいと思っております。

それから、最後に、私ども東京水道につきましても、今回の霞ヶ浦導水事業は、まだ全施設ができていないわけですが、日量11万5,000トンほどの水利権を暫定として今ご許可をいただいております。施設が未完成ということで、また利根川の濁水がありますと、他に先駆けてこれはカットをしなければいけないということで、首都東京を守る私ども東京水道としても、水源としてかなり脆弱な状況にあるという状況が現在でございます。したがって、一刻も早く検証を進めていただきまして、計画どおり、一日も早くしっかりした施設をつくっていただき、安定した取水をしていきたいと思っておりますので、その点、十分な検証の中での対応をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

とりあえずご参加いただきました各都県の皆様から一通りご質問いただきましたので、このあたりで整備局から回答をさせていただきたいと思っております。

○河川環境課長

ご質問の内容として、検討スケジュールのご質問と事業の早期完成という点がございましたが、具体的な検証工程につきましては、今回の検証が、新しい評価軸に沿った様々な技術的な検討に加え、かつて実施したことのないような取り組みでもございます。そのため、現段階でその目標時期をお示しするのは困難だということ考えております。しかしながら、私どもとしましては、予断なく検討を進めた中で、できる限り早く検討結果が得られるように努力して参りたいと考えております。また、検証結果が得られ次第、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

それから、もう1点、検討を進める上で配慮すべき事項と申しますか、検討を進める上でのご意見というものがあつたかと思っております。それにつきましては、私どもとしましては、要領細目に基づきまして検討を進めていくものですが、科学的合理性ですとか、透明性の確保ですとか、地域の意向を十分反映するための措置を講ずるということになっております。そういった中で、幅広く検討を進めていきたいと考えております。

○水災害予報企画官

それでは、私の方から、利水についてのご意見とお尋ねをいただいた点について回答いたします。

まず、今後の利水の代替案の検討に当たりましては、必要な参画量を確保するということが再評価の実施要領細目にもありますので、それを基本にさせていただきたいというお話

がございました。本検討は、たびたび申し上げておりますけれども、再評価の実施要領細目に基づいてさせていただきたいと思っております。

冒頭のご説明にありましたが、利水参画の皆様にも事業参画の意思の確認、それから必要な開発量をお尋ねさせていただきます。また、同時に、その際、「水需給計画の点検・確認も実施してください」という要請をさせていただきたいと思っております。我々としては、いただいたご回答につきまして、その内容の確認をさせていただくということが、細目の中で決められております。また、利水参画者の方には、それと同時に、「代替案も考えられませんか」という話をさせていただくことになっております。もし代替案を検討いただければ、それについてもお知らせさせていただきたいと思っております。

このような確認ですとか検討を踏まえまして、当方は、当方の持っている情報に基づきまして、利水対策案を作りたいと考えているところでございます。このように、利水対策案は、利水の参画されている方に確認した必要とする開発量をもとに、それを確保することを基本として代替案を作成していきたいと考えております。これが手順でございます。

それから、もう1点、近年の少雨傾向の話、それから、今後起こるだろう地球温暖化などの懸案材料、さらに、利水安全度は長期的に今後低下していくのではないかと、さらには、先の話ではなくて、もう既に今時点でも利水の安全度はそれほど高い状況にないんだというお話をいただいております。

これは今後、参画量を確認させていただいた後、代替案などをつくっていく段階、また、それを評価していく段階において、この細目の第4の評価手法の視点の利水の評価軸に、具体的に記載されてございますが、利水に関する評価軸の一つである目標につきまして、各種計画との整合、漏水被害の防止、経済効果等の観点で適宜評価するとされております。このような趣旨を踏まえまして、利水対策案については、評価して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

いかがでしょうか。追加でご質問等ございますれば、よろしくお願いいたします。
茨城県さん、よろしくお願いいたします。

○茨城県企画部長

茨城県企画部長の榊です。

大分利水に偏ったご意見がたくさん出ておりますけれども、もう一つ、この事業の大変大切な目的の一つに、霞ヶ浦の水質浄化というのを忘れてはならないと思います。特に上から数えて1番とか3番とか、霞ヶ浦の水質、国の管理でもあり、国におかれては、力を入れて浚渫事業などに取り組んでいただいておりますけれども、なかなかこの水質がよくなる。この事業の検証に当たっては、まさに導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化のための切り札となるのではないかと期待も持っておりますので、ぜひ慎重にご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○河川環境課長

ご指摘のとおり、本霞ヶ浦導水事業につきましては、大きな目的の一つとして、水質浄化というものが目的になっているというところでございます。私どもも、この水質浄化の目的も予断なく、きちっと検討してまいりたいと考えております。

○河川調査官

よろしいですか。ほかにご質問ございますか。

◆閉会

○河川調査官

それでは、質問もないようですので、これを持ちまして、第1回目の霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会を終わらせていただきたいと思います。

本日は貴重なご討議をいただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —